

入学者選抜にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した 入試に関するガイドライン【愛専各版】

令和3年7月一部改訂

このガイドラインは、令和2年6月22日、文部科学省専修学校教育振興室より都道府県専修学校主管課ほか関係方面に対して通知された「令和3年度専門学校入学者選抜について」を踏まえ、愛知県専修学校各種学校連合会において以下のとおり定めたものです。

なお、この定めは、国公立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、大学入学者選抜の試験実施上の配慮事項等について記載された令和2年6月19日文科高第281号高等教育局長通知「令和3年度大学入学者選抜実施要項について」(新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインを含む)に準拠します。

入学者選抜を実施する各専門学校は、今年度は高等学校等の臨時休業等が実施されたことから、入学志願者の進学のを確保し、一人一人が安心して受験に臨めるよう、十分に配慮の上、ガイドラインに沿った専門学校入学者選抜を実施して頂きますようお願いいたします。

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日)においては、まん延防止のために、「三つの密」(①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)を徹底的に回避することが必要とされている。令和3年度以降は各校の入学者選抜においても、試験の実施に関して、広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであるともいえる。

受験生にとっての入学試験が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現するためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会である。入試時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、十分な対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図ることが重要であると考える。

令和2年5月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「基本的対処方針」においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、「感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていく」とされており、こうしたことを踏まえ、受験生や試験監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各試験会場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要で

ある。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、感染症に関する専門家からの意見を踏まえながら、各試験場の衛生管理体制の構築にあたり、その望ましい内容・方法等について整理された「令和3年度大学入学者選抜にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準拠するものである。なお、今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

入学試験を行う各校は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば以下のようなことを考える。

(1) 事前の準備

①試験室の確保

政府が定める「基本的対処方針」では、「催物（イベント等）の開催」に関し、「段階的に規模要件（人数上限）を緩和する」際には、「屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと」とされている。こうした方針を踏まえれば、試験室においても、可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいこと。もともと不正防止等の観点からこの要件を満たしている場合は追加的な対応は不要であるが、受験生の人数が通常使用時の収容定員の半分程度を超える試験室がある場合は、当初予定していた試験室数の増設を検討すること。

②試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

④試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各校の労務管理上、適切な対応をとること。

⑤医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、各校の実情に応じ、医師、看

護師等の配置に努めること。

⑥別室の確保

発熱・咳等の体調不良者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、各校の実情において、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

⑦試験室の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

⑧面接試験、実技試験の実施

受験生と対面で行われる面接試験については、筆記試験以上に感染防止について留意すること。特にAO入試に関しては、入学志願者の能力・適性や学習意欲、目的意識等を総合的に評価・判断するために、複数回実施されるケースも多いため、場合によってはICTを活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことも考えること。

対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時ドアを開放しておくこと。また実技試験については、剣道、柔道などのコンタクトスポーツや、発声を伴う歌唱などについては実施を控えること。

⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用するなど、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に導線を示すとともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。各校の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、ハンドドライヤーのあるトイレはその利用を停止し、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生に対して別室での受験を認める場合は、トイレを別に確保することが望ましい。

⑪試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用するなどの工夫を行うこと。

⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。

ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、インフルエンザワクチンその他の定期接種を受けておくことが望ましいこと。

⑭関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

⑮新型コロナウイルス対策の専用相談窓口の設置

各校において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務づけること。試験監督者等についても同様であること。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、保健室等で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を指示すること。ただし、追試験を受験することが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示すること。

④体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各校の労務管理上、適切な対応を採ること。

⑤換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

⑥昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している学校等においては、試験日については自席での飲食を認めること。

⑦試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

⑧試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機させること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後は速やかに手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各校の労務管理上、適切な対応を採ること。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の学校等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①医療機関での受診

発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

②受験できない者

新型コロナウイルスに罹患し、試験日までに医師が治癒したと診断していない者や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者は受験できないこと。

③受験の取り止め

各校は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

④試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑤試験当日の服装、昼食

換気のため、適宜窓やドア等を開放するため、室温の高低に対応できるよう服装に注意すること。また、試験会場で食堂の営業等は行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。

⑥手指等の消毒について

試験会場に設置するアルコール消毒液等を使用すること（自己管理の観点から、各自において携帯用手指消毒用アルコールや消毒作用のあるウェットティッシュ等を持参することが望ましい）。

使用済のマスクやウェットティッシュ等は他のゴミと同様、各自で持ち帰ること。

⑦ワクチンの接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすために、コロナワクチンその他の予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

4. 試験日を含む日程等

各校で実施する一般入試、推薦入試、AO入試における学力検査の期日並びに手続きに関する期限については、「愛知県公立高等学校長会」、「愛知県高等学校進路指導研究協議会」、「愛知県私学協会進路指導研究会」との申し合わせ事項により、令和4年4月生の募集活動より次のとおりとする。

なお、各校は、出願許可や入学手続きをとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校等と協力しつつ、高専連携した取り組みを行うことが望ましい。具体的には、入学までに取り組むべき課題を課すなど、進路決定後に学習意欲が低下しないよう、入学後の学

習のための準備等をあらかじめ講ずるよう努める。特に今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による学業の遅れなどを考慮して措置を講ずることとする。

(1) 一般入試

①願書の受付

各年 10月1日より

②合格者の決定発表

翌年 3月31日まで

③学力検査について

一般入試において学力検査を課す場合、既に各校より発表された試験日程にもとづき実施するが、入学志願者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れや同感染症に罹患した場合にも対応できる選択肢を確保するため、特例追試験日の設定などの配慮をすることが望ましい。

(2) 推薦入試

①願書の受付

各年 10月1日より

②合格者の決定発表

翌年 3月31日まで

③学力検査について

推薦入試において学力検査を課す場合は、一般入試(1)③に準ずる。

(3) A O入試

当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定にすることに留意する。そのためには、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しにかかる予告(平成29年7月)」に示された入学志願者本人の記載する資料(志願者本人が記載する活動報告書、入学希望理由書及び学習計画書等)を積極的に活用する。

①エントリー開始

各年 6月1日より

②願書の受付

各年 9月1日より

高等学校の臨時休業の実施等による負担増を考慮し、入学志願者の申し出により調査書の提出を猶予することができる。

③合格者の決定発表

翌年 3月31日まで

5. 備考

このガイドラインは、令和3年度に実施する令和4年度4月入学生の入学者選抜より適用する。